

公 告

令和元年5月16日

防衛省陸上自衛隊
山口駐屯地業務隊長

防衛省陸上自衛隊山口駐屯地における「山口駐屯地創設64周年記念行事」
野外交店の設置・経営に関する業者の募集について

山口県山口市上宇野令784番地に所在する陸上自衛隊山口駐屯地において、野外交店を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有すること
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置場所

山口駐屯地営庭周辺道路北側及び厚生センター北側付近（屋外）

4 設置日

令和元年10月20日（日）午前8時30分～午後3時

5 募集業種等

飲食類（アルコール飲料は除く。）及びミリタリーグッズ等×9店舗以内
（1店舗あたり使用面積は、20㎡（5m×4m）基準とする。）

6 募集要領及び仕様書の配布

(1) 期 間：令和元年5月16日（木）から令和元年6月28日（金）

午前9時から午後4時まで（午後1時から2時及び土日祝日を除く。）

なお、応募業者が多数になった場合は、期間の途中で本公告を終了させていただきます。

(2) 場 所：陸上自衛隊山口駐屯地業務隊厚生科

担 当 末島（スエシマ）

住 所 〒753-0091 山口県山口市上宇野令784番地

電 話 083-922-2281（内線 739）

FAX 083-922-2281（内線 379）

(3) 公募に参加を希望する場合は、上記6(1)の期間内に6(2)まで連絡をした上で、参加希望業者が募集要領を受領すること。ただし、遠方のため直接受領が困難な場合は、担当者との調整により郵送（事前の切手送付又は、着払い。）することができる。

なお、車での来庁は前日午後3時までに会社名、氏名、車番を電話にて連絡すること。

7 その他

細部の内容は、募集要領による。